

## 品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱

制定 令和6年6月10日 区長決定 要綱第272号

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設に在籍する児童の保護者（以下「保護者」という。）に対して助成金を交付することにより、認可外保育施設の利用者の負担の軽減を図り、もって安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(認可外保育施設)

第2条 この要綱における認可外保育施設とは、次のいずれかに該当する施設をいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項もしくは同法第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもので、次に掲げる要件をすべて満たす認可外保育施設（公立施設を除く。）

ア 児童福祉法第59条の2に基づき、都道府県知事に届け出ていること。

イ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること。

(2) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づく認証保育所

(3) 第1号に規定する施設のうち公立施設

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、児童が前条第1号または第2号の認可外保育施設に在籍している場合は、第1号および第2号の要件を満たす保護者とし、児童が前条第3号の認可外保育施設に在籍している場合は、次に掲げる要件を全て満たす保護者とする。

(1) 認可外保育施設に在籍している児童およびその保護者が、毎月1日の時点で品川区の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 保護者および一つの認可外保育施設が、120時間以上の保育を行う月極め契約を締結し、児童が毎月1日時点において当該認可外保育施設に在籍していること。

(3) 当該児童が課税世帯に属する第2子以降であり、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、品川区外の住民基本台帳に登録されている者であって、配偶者等からの暴力等を理由に品川区に居所を移しているものについては、同号に掲げる要件に該当する者とみなす。

3 前2項の要件によらず、次のいずれかに該当する者については、助成対象者とはしない。

(1) 特定子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設または同法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所に在籍する児童の保護者

(2) 品川区立幼稚園条例（昭和41年品川区条例第31号）別表第1に定める幼稚園に在籍している児童の保護者

(3) 品川区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱（昭和61年品川区要綱第22号）に基づく補助金の交付を受けている者

（助成金額）

第4条 助成金の月額、別表に定める助成上限額と、認可外保育施設の利用料から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11の規定に基づき支給される施設等利用費を除いた額を比較し、いずれか少ない額とし、予算の範囲内において助成するものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、区長に対して、品川区認可外保育施設保育料助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を区長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は品川区電子申請サービスを使用して助成金の申請を行わせることができる。

（調査）

第6条 区長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、申請者の児童が在籍している認可外保育施設に対して、審査に必要な書類の提出を求めるとする。

（助成金の交付決定）

第7条 区長は、申請書および前条の規定により提出を受けた書類等に基づき、助成金の交付の可否を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金を交付すべきものと認められないときは品川区認可外保育施設保育料助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 助成金の交付は、口座振替により行うものとする。

（交付決定の取消しおよび助成金の返還）

第8条 区長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付申請を行ったときは、交付決定の全部または一部を取り消し、品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。

2 区長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて品川区認可外保育施設保育料助成金返還命令通知書（第5号様式）によりその返還を命じるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

別表（第4条関係）

認可外保育施設の区分	支給要件（児童の年齢、課税状況等）			助成上限額 （月額）
第2条第1号または第2号に規定する認可外保育施設	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの（0～2歳児）	住民税課税世帯または保育の必要性を有しない住民税非課税のもの	第1子	40,000円
			第2子以降	67,000円
	保育の必要性を有する住民税非課税世帯			25,000円
	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの（3～5歳児）			20,000円
第2条第3号に規定する認可外保育施設	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの（0～2歳児）	住民税課税世帯	第2子以降	13,000円

## 備考

- 「保育の必要性を有する」とは、区長に子ども・子育て支援法第20条第1項または同法第30条の5第1項の規定に基づく申請を行い、認定されたことをいう。
- 「第1子」とは、保護者と生計を一にする者のうち、最年長の児童であると区長が認めるものをいう。この場合において、同一の家屋に起居しているときには、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取扱う。また、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱う。
- 「第2子以降」とは、保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子から数えて2人目以降の児童であると区長が認めるものをいう。

## 付 則

## （適用日）

- この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 区長は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、品川区認証保育所保育料助成金交付要綱（平成20年品川区要綱第71号）または品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱（平成29年品川区要綱第78号）（以下これらを「旧要綱」という。）に基づく助成金の交付を受けていた者について、この要綱に基づき算定する助成金の交付額が旧要綱に基づき算定した助成金の交付額よりも少ない場合は、当分の間、この要綱の規定にかかわらず、旧要綱に基づき算定した額の助成金を交付する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

年度 品川区認可外保育施設保育料助成金交付申請書

品川区長あて

品川区認可外保育施設保育料助成金の交付を申請します。助成金は下記口座に振り込んでください。交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。

（同意・確認事項）次の事項について同意または確認します。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 保護者および児童の住民登録、児童の多子区分について、区で管理する公簿等を確認すること。                             |
| 2 | 世帯の課税情報について、区で管理する公簿等を確認すること。   |
| 3 | 児童が入所している認可外保育施設に対して、毎月の在籍・保育料支払状況を確認すること。                              |
| 4 | 世帯の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定する施設等利用費の支給の状況を確認すること。              |
| 5 | 退所後に再入園または他の認可外保育施設に入所した場合や、きょうだいが入所する場合、あるいは新年度になったときには、改めて申請が必要であること。 |

1 申請者兼口座名義人（※保護者のみ申請できます）

氏名	(※使用する振込先口座の名義人を申請者としてください)								
フリガナ	(※通帳の記載どおりにご記入ください)								
住所									
電話番号	-	-	(続柄： )※日中連絡がつく番号をご記入ください						
金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協								
支店名	<input type="checkbox"/> 支店・ <input type="checkbox"/> 出張所								
預金種別	普通	口座番号							

2 対象児童

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
児童区分	<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
認可外保育施設 名称および住所	(名称) (住所)
入所日	年 月 日 ※入所日が当該月の初日でない月は、助成対象外となります。(翌月分より助成を開始します)
指導監督基準を満たす旨の証明書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「無」の場合、助成対象外です。 ※証明書の有無についての確認方法は区のホームページを参照してください。
120時間以上の保育を行う月極め契約の有無	<input type="checkbox"/> 有 (月極 時間の契約) <input type="checkbox"/> 無 ※「無」の場合、助成対象外です。

〒

様

品川区長



品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定通知書

【第 期】

年度品川区認可外保育施設保育料助成金について、下記のとおり交付することと決定したので、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 対象児童氏名
- 2 年齢
- 3 交付決定金額

(内訳)

交付月	4月	5月	6月	合計
金額				
交付月	7月	8月	9月	
金額				
交付月	10月	11月	12月	
金額				
交付月	1月	2月	3月	
金額				

- 4 支払予定日

様

品川区長

印

品川区認可外保育施設保育料助成金不交付決定通知書

【第 期】

先に申請のありました 年度品川区認可外保育施設保育料助成金の交付について審査した結果、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、助成金を交付しないことと決定したので通知します。

- 1 対象児童氏名
- 2 年齢
- 3 不交付理由

月分	
月分	
月分	

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区認可外保育施設保育料助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知しました品川区認可外保育施設保育料助成金の交付決定について、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消しの範囲

2 取消の理由

3 交付決定取消額 円

第 年 月 日  
年 月 日

様

品川区長



品川区認可外保育施設保育料助成金返還命令通知書

年 月 日付 第 号で通知しました品川区認可外保育施設保育料助成金の交付決定について、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき下記のとおり取り消したので通知します。

この取消しに係る部分について、品川区認可外保育施設保育料助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額 円

4 返還期日 年 月 日